



発行 東京都

目次

告示

公告

告示

- 丁目地内）
  - 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
  - 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………  
 ……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○開発行為に関する工事完了……………  
 ……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…三  
 ○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………  
 ……（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

●東京都告示第百十五号

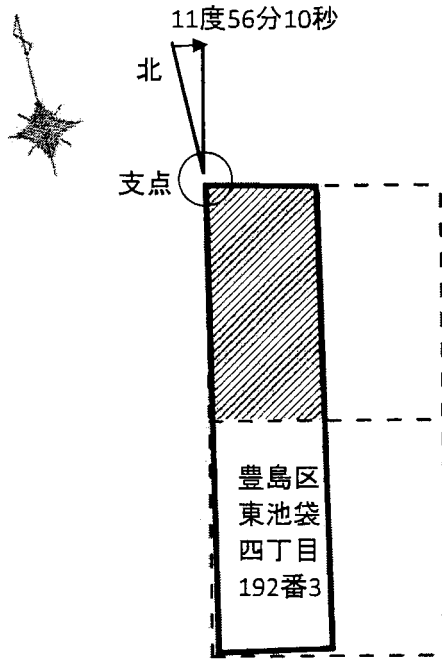
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第百二十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月六日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（豊島区東池袋四

# 別図



### 【凡例】

- - - 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

### 【支点】

支点は、豊島区東池袋四丁目192番3の最北端とする。  
 支点(X,Y)=( -30392.238 , -10205.299 )  
 ※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

### 【格子の回転角度(11度56分10秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

### ●東京都告示第百十六号

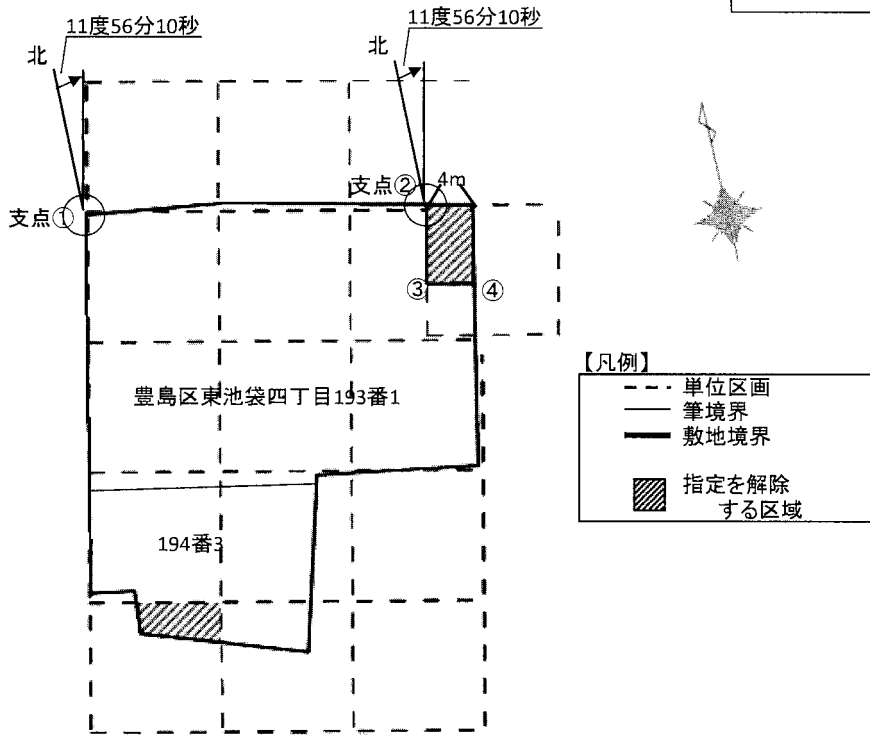
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千二百九十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(豊島区東池袋四丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【支点】**

支点①は、豊島区東池袋四丁目193番1の最北端とする。  
 支点②は、豊島区東池袋四丁目193番1の最東端から、筆境界に沿って西に4.00mの位置とする。

	X座標	Y座標
支点①	-30385.133	-10238.675
支点②	-30390.340	-10213.515
③	-30396.185	-10214.868
④	-30397.087	-10210.972

※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

**【格子の回転角度(11度56分10秒)】**

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年二月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 許可を受けた者の住所及び氏名

昭島市宮沢町二丁目二百六十番一並びに同番四及び同番十二の各一部、同番十六並びに同番十七及び同番十八の各一部並びに同番十九

小林 壽夫

青梅市長淵六丁目四百七十四番一、同番一地先、同番二、四百七十六番三、四百七十七番四及び四百七十九番

練馬区石神井町二丁目二十番一、同番一、同番二、同番三、同番四、同番五、同番六、同番七、同番八、同番九、同番十、同番十一、同番十二、同番十三、同番十四、同番十五、同番十六、同番十七、同番十八、同番十九、同番二十

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十一年二月六日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 オーケー下落合店

<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 縦覧期間 平成三十一年二月六日から同年三月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>ウ 収受日 平成三十一年一月二十二日</p>	<p>イ 概要 意見なし</p>	<p>ア 聴取者 新宿区長</p>	<p>四 意見 新宿区長</p>	<p>三 設置者名 東京ガス都市開発株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 新宿区西新宿三丁目七番一号</p>	<p>一 店舗名 新宿パークタワー</p>	<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 縦覧期間 平成三十一年二月六日から同年三月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>ウ 収受日 平成三十一年一月二十二日</p>	<p>イ 概要 意見なし</p>	<p>ア 聴取者 新宿区長</p>	<p>四 意見 新宿区長</p>	<p>三 設置者名 埼玉不動産株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 新宿区下落合四丁目二十一番十八号</p>
--	---	--	-------------------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------	--	---	--	-------------------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------------	-------------------------------------

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月

三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



リサイクル適性